

制度ごとの支給額

	退職年齢			企業規模(人)		
	65歳～69歳			1～9人	10～99人	100～300人
	70歳以上			支給額(万円)		
60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主※1	A	定年の引上げ		40	60	80
	B	希望者全員継続雇用※3 制度の導入		20	30	40
	C	定年の引上げ・廃止		80 (40)	120 (60)	160 (80)
	D	希望者全員継続雇用制度の導入		40 (20)	60 (30)	80 (40)
	E	定年の引上げ	希望者全員継続雇用 制度の導入	60 (50)	90 (75)	120 (100)
	F	希望者全員を対象とする 65歳以上70歳未満までの 継続雇用制度を導入して いる事業主	希望者全員継続雇用 制度の導入	20 (10)	30 (15)	40 (20)
	65歳以上70歳未満の 定年を定めている事業主※2	G	定年の引上げ・廃止	40 (20)	60 (30)	80 (40)
		H	希望者全員継続雇用 制度の導入	20 (10)	30 (15)	40 (20)
加算措置 上記の定年の引上げ等とあわせて 高齢短時間制度 (※詳細は次項)を導入した場合の加算額			20	20	20	

※1 平成18年4月1日から支給申請の前日までの期間における就業規則等に定められていた旧定年年齢

※2 平成18年4月1日から支給申請の前日までに期間における就業規則等に定められていた希望者全員を対象とする旧継続雇用の終了年齢

※3 すでに65歳までの継続雇用に係る「継続雇用定着促進助成金」の支給を受けた事業主は奨励金の支給対象となりません。

すでに「65歳以上までの定年」「希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用」のいずれも実施済みの事業主は奨励金の支給対象となりません。

※70歳以上までの定年、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用をいいます。